

神戸農業振興地域整備計画の総合見直しの実施方針（案）に関する市民意見募集結果

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和5年11月22日（水）～12月21日（木）
- (2) 対象資料：別紙「神戸農業振興地域整備計画の総合見直しの実施方針（案）について」

2. 意見募集の結果

- (1) 意見提出状況：2通（2件）
- (2) 意見の概要と市の考え方

※ご意見の内容は趣旨を損なわない程度に要約しています。

No.	意見の概要	市の考え方
1	見直し案について、おおむね賛成です。今後、農振法において農振農用地区域からの除外が厳格化されると言われていますが、地域計画や里づくり計画等において農地として維持できないとされた農地については、弾力的な運用が必要であると考えます。	総合見直し後の農用地区域からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定する6要件をすべて満たす場合など、法律等の基準に従い、年2回実施していきませんが、地域の実情に応じた弾力的な運用に努めていきたいと考えています。
2	見直し（案）について賛成します。農村地域への移住希望者が増えていますが、移住先としての適当な空き家が不足しています。改正案のように、大規模な農地は守りながら、山林原野化した農地や、小規模な生産性の低い農地を農用地区域から除外することは、地域の活性化につながると思います。	今回の総合見直しにおいて、土地改良事業を実施していない集落内の小規模な農地は農用地区域から除外していきますので、都市計画法や農地法の要件に合致すれば移住者用住宅等に転用が可能となります。今後とも、集团的農地の確保に努めるとともに、農村地域への移住や起業を促進する「神戸里山暮らし」を推進していきたいと考えています。

神戸農業振興地域整備計画の総合見直しの実施方針（案）について

1. 趣旨

神戸市では、優良な農地を確保し農業の健全な発展を図るため、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）」（以下、「農振法」という。）に基づき「神戸農業振興地域整備計画」を策定し、農用地として利用すべき土地の区域（以下、「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定めています。

農業振興地域整備計画は、社会的背景や経済情勢の変化などを考慮し、概ね5年ごとに見直すこととしており、この度、農業振興の方向性を再検討するべく令和5年度から令和6年度第1四半期にかけて当該計画の見直しを実施します。

見直し方針としては、「神戸農業振興地域整備計画」で定める「農用地利用計画」の中で指定されている農用地区域において、主に山林原野化し再生不能であり将来的に農用地として利用される見込みがない農地や、10ha未満の集団農地に該当しない農地の中で、土地改良事業等の受益地に該当せず、農業以外の別の用途に供されたとしても周辺農用地に悪影響を及ぼさないものと判断された農用地について、周辺の状況等を鑑みながら関係機関とも協議のうえ農用地利用計画を変更し、農用地区域から除外します。

2. 実施方針

- (1) 土地改良事業等の受益地に該当する農業振興に寄与する農地を守ります。
- (2) 概ね10ha以上の大規模な集団性の高い農業振興に寄与する農地を守ります。
- (3) (1)(2)に含まれない山林原野化し再生不能かつ将来的に利用される見込みのない農用地を農用地区域から除外します。
- (4) (1)(2)に含まれない集落内の小規模で集団性が乏しく、生産性の低い農用地を農用地区域から除外します。

(3)(4)のイメージ



3. 今後の予定

令和5年12月 現地確認、関係機関との協議・調整等

令和6年1月～ 神戸農業振興地域整備計画変更に係る県協議

令和6年6月頃 神戸農業振興地域整備計画変更の決定